

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I > ① > ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表の127項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、第68条に関する事務と定められている。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 2 > システム5 > ②	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報システム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 4 > 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項、主務省令第68条、条例第4条第1項 別表第一の21の項	番号法第9条第1項 別表の127の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、番号法第9条第2項及び条例第4条第1項 別表第一の21の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 5 > ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 6 > ①	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	I > 6 > ②	施設運営課長	保育推進課長	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 2 > ⑥	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 3 > ④ > 使用部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課 札幌市 各区 保健福祉部 健康・子ども課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課 札幌市 各区 健康・子ども課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 4 > 委託事項1 > ④~⑥	④ 再委託しない ⑤ - ⑥ -	④ 再委託する ⑤ 申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。 ⑥ 運用・保守に係る支援作業	事後	本内容はリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和8年3月27日	II > 4 > 委託事項2	-	特定個人情報ファイルを取扱う委託先の追加 ※子ども・子育て支援事務センター運営業務に係る包括的業務	事後	本内容はリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和8年3月27日	II > 6 > 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 2 > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク1 > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク2 > 具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、職員ICカードとPINコードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。また、業務に応じてユーザの操作権限を制限する。	システムを利用できる職員を限定し、顔認証、ID及びパスワードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。また、業務に応じてユーザの操作権限を制限する。	事後	重要な変更ではない (認証方法の変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク2 > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	III > 3 > リスク2 > その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、施設運営課長が指定する職員に限定している。	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保育推進課長が指定する職員に限定している。	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	III > 4 > リスク > 規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 ・秘密の保持 ・複写、複製の禁止 ・目的外使用の禁止 ・資料等の返還 ・事故の場合の措置	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)

令和8年3月27日	Ⅲ > 4 > リスク > 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保> 再委託していない	<再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保> 十分に行っている  <具体的な方法> 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	本内容はリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にはあたらない。
令和8年3月27日	Ⅲ > 4 > リスク > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅲ > 6 > リスク1 > リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	Ⅲ > 6 > 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	その他のリスク①:不正なアクセスがなされるリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。  その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。  その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 2 中間サーバと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。  その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅲ > 7 > リスク > ①	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅲ > 7 > リスク > リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)

令和8年3月27日	Ⅲ > 9 > 従業員に対する教育・啓発	<p>特に力を入れて行っている</p> <p>&lt;具体的な方法&gt;          &lt;札幌市における措置&gt;          子ども・子育て支援新制度事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。          2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>十分に行っている</p> <p>&lt;具体的な方法&gt;          &lt;札幌市における措置&gt;          子ども・子育て支援新制度事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。          &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更)
令和8年3月27日	Ⅳ > 2 > ①	子ども未来局子育て支援部施設運営課	子ども未来局 子育て支援部 保育推進課課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)